

浜松市病院事業政策的医療交付金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号、以下「条例」という。）第2条の規定により浜松市が設置する浜松医療センター（以下「医療センター」という。）の円滑な運営を図るため、条例第10条第1項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して交付する政策的医療交付金について必要な事項を定める。

(政策的医療交付金)

第2条 政策的医療交付金（以下「交付金」という。）とは、医療センターの指定管理者が基本協定書に基づき行う病院の管理運営に必要な経費に対するものであり、次条において算定する。

(交付金の算定)

第3条 交付金の額は、国県支出金及び政策医療の提供に要する費用など政策的医療交付金として、予算で定めた額とする。

(交付金の概算払請求)

第4条 指定管理者は、交付金の概算払請求額として、予算で定めた額（国県支出金を除く）を、政策的医療交付金概算払請求書（第1号様式）（以下「請求書」という。）により、別に定める請求内訳書を添付して、市長に請求することができる。

また、国県支出金の額は、請求書により、別に定める請求内訳書を添付して、市長が定める時期に請求することができる。

(交付金の概算払)

第5条 指定管理者から前条の規定により請求書の提出があった場合は、市長は、その内容を審査し、必要と認めるときは請求書に基づき概算で交付金を交付することができる。

(交付金の交付等)

第6条 市長は、毎年度末日において交付金の額を決定するものとする。この場合において、市長は、当該決定した額を政策的医療交付金交付額決定通知書（第2号様式）により指定管理者へ通知し、交付金を交付する。

2 前項の場合において、第5条の規定に基づき既に支払われた交付金の額が、前項の規定により市長が決定し通知した交付金の額を上回ることとなるときは、市長は、当該上回ることとなる交付金の額に相当する額を、期限を定めて指定管理者から返還させなければならない。

3 第1項の場合において、第5条の規定に基づき既に支払われた交付金の額が、第1項の規定により市長が決定し通知した交付金の額に満たないときは、市長は当該満たない額を追加して交付するものとする。

(証拠書類の整理保存)

第 7 条 指定管理者は、交付対象業務に係る支出の内容を証する書類を整理保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年度分の交付金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

政策的医療交付金概算払請求書

金 円

ただし、浜松市病院事業政策的医療交付金交付要綱に基づく政策的医療交付金として上記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

指定管理者

第2号様式

平成 年 月 日

指定管理者 様

浜松市長

政策的医療交付金交付額決定通知書

平成 年度政策的医療交付金交付額について下記のとおり決定します。

記

平成 年度 政策的医療交付金交付額 円